

「薬害肝炎」訴訟説明会のご案内

2006年9月
薬害肝炎大阪弁護団

マスコミ報道等でご存じかとは思いますが、全国5地裁で審理されている薬害肝炎訴訟の判決が、去る6月21日、大阪地方裁判所で、8月30日、福岡地方裁判所で言い渡されました。

大阪判決は、血液製剤であるフィブリノゲン製剤について、製薬会社については1985年8月以降、国については1987年4月以降の責任を認め、また、福岡判決では、製薬会社及び国について1980年11月以降の責任を認めました。

京都府北部でも、舞鶴赤十字病院や舞鶴医療センターを始め多くの医療機関に多数のフィブリノゲン製剤が納入されたことが確認されています。また、京丹後市立久美浜病院には1981年4月以降の外来カルテや87年以降の手術記録が保存されており、同製剤の投与の事実を確認することができる可能性が高いと言えます。

そこで、薬害肝炎大阪弁護団では、下記のとおり、舞鶴市において、訴訟説明会を開催させて頂き、ご来場頂いた方に対し、弁護士による個別相談等を実施させて頂きたいと思っております。出産や手術を受け、血液製剤が使用された可能性があるとお考えの方、訴訟についての質問をお持ちの方は、是非、ご参加頂きますようお願い致します。

記

訴訟説明会・個別相談ともに無料です。

日時：9月24日(土)午後2時～4時過ぎ

場所：舞鶴市西駅交流センター

(京都府舞鶴市伊佐津213-8 Tel:0773-78-9300 Fax:0773-78-9301)

JR 西舞鶴駅の駅ビルです！

《内容》

- ・薬害肝炎訴訟の概要の説明
- ・薬害肝炎訴訟大阪判決・福岡判決の説明
- ・個別相談会 等

※当時の診療録、手術記録、分娩記録、母子手帳、レセプト等の関係資料をお手元をお持ちの方は、是非ご持参ください。

※弁護団では、ご希望に応じて、医療機関に対し、血液製剤を投与したかどうかの照会を、行っております。委任状・同意書が必要となりますので、ご希望の方は印鑑をお持ち下さい。

平日12時～15時 常時電話相談行っています。

薬害肝炎救済ホットライン 06-6315-9988

【問い合わせ先】

〒530-0047

大阪市北区西天満2-8-1 大江ビル405 長野総合法律事務所

電話 06-6363-3705

FAX 06-6363-3707